

平成 19 年 10 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 19 年 10 月 26 日（金） 午前 9 時 30 分

2 出席委員

奥寺 康彦	委員長
出光 ケイ	委員
齋藤 道子	委員
三浦 溥太郎	委員
永妻 和子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部長総務課長	長澤 潤
管理部長学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部長教職員課長	阿部 信行
管理部長総合高校担当課長	井上 昭
管理部長学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	渡辺 浩
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
自然・人文博物館博物館運営課長	柳田 泰光
美術館美術館運営課長	森山 武

4 傍聴人 なし

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。
本日議案第 44 号を追加提出することを決定。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

平成 19 年 9 月 15 日から本日までの所管事項についてご報告いたします。

はじめに不登校生徒・高校中退者のための進路情報説明会・相談会の開催についてのご報告です。9 月 22 日(土)に、横須賀市総合福祉会館で、神奈川県教育委員会主催、横須賀・逗子・三浦・葉山の各教育委員会共催により開催されました。公立高校、私立高校の概要並びに入試選抜方法や、専修学校、サポート校など各種学校、就労などの情報提供が行われました。

また、個別進路相談や不登校相談、フリースクールの活動紹介なども実施され、100 名を超える参加者からは、「多様な選択肢があることがわかり勇気づけられた」などの感想をいただきました。

続きまして展覧会「澁澤龍彦 - 幻想美術館」についてです。この展覧会は 10 月 6 日(土)から 11 月 11 日(日)の会期で、作家・批評家でありフランス文学者、そして美術エッセーでも大きな足跡をのこした澁澤龍彦の没後 20 年を記念し開催しております。

本展では、澁澤龍彦が好んだ古今東西の幻想美術家約 80 人の 250 点に及ぶ作品とともに、著作・資料・遺品・蒐集品など約 50 点を通して、昭和とはどんな時代だったのかを概観していきます。

なお横須賀美術館は開館後 158 日で観覧者 10 万人を達成しました。10 万人目の観覧者の方には、花束と記念品を贈呈させていただきました。今後も魅力ある展覧会を開催し、ますます多くの方にお越しいただきたいと考えております。

最後に、よこすかスポーツフェスタ 2007 についてです。このイベントは、10 月 8 日の体育の日に横須賀アリーナをはじめ、市内 7 箇所の会場で開催いたしました。この行事は、「体育の日スポーツのつどい」の行事を拡大、名称をリニューアルし、今年で 2 回目の開催になります。当日はあいにくの雨で、陸上競技場での行事は中止になりましたが、各会場とも多くの市民に会場いただき、合計 2,900 人もの入場者を数え盛況のうちに終了いたしました。

(質問なし)

日程第 1 議案第 42 号『横須賀市教育委員会規則の表記の統一に関する規則制定について』及び日程第 2 議案第 43 号『横須賀市教育委員会訓令の表記の統一に関する規程制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは議案第 42 号及び議案第 43 号について、一括して説明させていただきます。はじめに議案第 42 号「横須賀市教育委員会規則の表記の統一に関する規則制定について」です。本規則は 3 条で構成されておりまして、内容は教育委員会規則に用いている拗音および促音の表記方法と項番号の付番について規定しております。詳細については、この後制定理由の中で併せて説明させていただきます。

制定理由は 2 点ございます。1 点目は拗音と促音の表記を統一するためでございます。これは従来、法令における「ちゃ、ちゅ、ちょ」などの拗音や「あって、もって」などの促音の表記は、原則的に「や」や「つ」の文字を含めて、すべて大書きにすることが慣行となっていました。昭和 63 年 7 月 20 日付の内閣法制局通知により、これ以後新たに制定される法令等においては、「や」や「つ」などの文字を「小書き」とすることになり、地方自治体の条例、規則等も、これにならって表記されています。

しかし昭和 63 年以前に制定された条例や規則等については、その後の改正の際も、拗音と促音は従来の大書きのままであり、現状で表記が混在しておりますので、これを整理するものでございます。

2 点目は項番号の付し方を整理するためでございます。項は条文中の段落を意味するもので、現在は項ごとに番号を付しておりますが、昭和 30 年ごろまでに制定された規則には条文に項番号を付しておらず、その後の改正の際も項番号を付しておりませんでした。今回を機に、これらの規則の該当条文に項番号を付するものでございます。

次に議案第 43 号「横須賀市教育委員会訓令の表記の統一に関する規程制定について」でございます。本規程は、記載のとおり 2 条で構成されておりまして、内容は、教育委員会訓令に用いている拗音と促音の表記方法について規定しております。その詳細と制定理由については、先ほどの規則の制定理由の 1 点目と同様でございます。

具体的には、議案に添付しております資料をご覧ください。上段の例ですが「教育委員会会議規則」の抜粋条文 3 行目にあります「あつて」の表記が大書きから小書きになります。また下段の例では「博物館条例施行規則」の抜粋条文、3 行目「自然教育園では、」の前に項番号の 2、5 行目「博物館法」の前に項番号の 3 が入ることとなります。

なお今回の制定は 11 月 1 日から、『横須賀市条例の表記の統一に関する条

例』が施行されることに伴い、教育委員会に関する規則等についても、内容が同一となるよう規則、規程を定めるものでありますので、施行日は条例と同様に11月1日といたしました。以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

特に質問、討論なく、採決の結果、議案第42号、議案第43号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第3 議案第44号 『代行処分した事件の承認について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第44号の「代行処分した事件の承認について」についてご説明いたします。本件は、横須賀市教育委員会が行った保有個人情報の部分開示について異議申し立てがあったため、横須賀市個人情報保護審査会に諮問したところ、同審査会から別添資料のとおり答申を得たので、同年9月18日請求者に対し同審査会の答申どおり部分開示決定通知を行ったものです。

なお、この部分開示決定通知は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第2項の規定による代行処分であるため、承認をお願いするものです。

本件の概要につきまして別添の答申書を参考に説明いたします。まず、答申書1ページをご覧ください。本件の異議申し立ての対象とされた保有個人情報とは、2にありますように、教職員の人事評価に係る事務に関する校長の不適切な処理について、横須賀市教育委員会が、神奈川県教育委員会に提出した事故報告書でございます。

本件事案の経過ですが、平成17年度の校長が教員に対して行った人事評価にかかわり校長の不適切な処理があり、そのことについて、市教育委員会として県教育委員会に事故報告書を提出しました。その事故報告書について保有個人情報開示請求がなされました。

市教育委員会は、事故報告書に記載された校長の「年齢」「職員番号」「学校長としての見解」の一部及び事故報告書に添付された「反省文」を不開示とし、部分開示決定を行いました。

決定理由は、校長の「年齢」「職員番号」「学校長としての見解」の一部については、「個人に関する情報であり、また、個人的な心情が記載されており、これを開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため」、反省文については、「観察指導記録に係る事務の不適切な処理について、これを反

省する校長の個人的な心情が全体的に記載されており、これを開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため」と言う理由です。

請求者は、この処分に対し不服申し立てを行い、市教育委員会へ「事故報告書の全面開示」を求める異議申し立て書を提出しました。それを受け、市教育委員会は、横須賀市個人情報保護審査会に対し諮問をいたしました。

平成 19 年 8 月 29 日、横須賀市個人情報保護審査会より、お手元にある答申書が出されました。審査会の結果は、学校長の見解の部分は開示すべき、その他の部分については不開示が妥当との結論でした。

6 に審査会の判断が記載されております。では、不開示とする個人情報の例外事項として、公務員の職務遂行にかかる情報が上げられており、事故報告書の中の、校長に関する保有個人情報ではあるとしても、できる限り開示されるべきものであるとのことです。では、学校長の見解は、基本的には職務遂行にかかわる情報と捉えるべきである。では、校長の反省文は、一人の職員としての心情を表したものと認められるとのことであります。

市教育委員会は、この審査会の答申を受け、同年 9 月 18 日、答申の結論どおりに、部分開示の決定をし、同年 10 月 11 日に請求者に開示したものです。

答申を受けた決定につきまして、急施を要したため、「教育長に委任する事務等に関する規則」第 2 条第 2 項の規定により、代行処分を行なったものであります。以上で説明を終わります。よろしく、ご審議ください。

(出光委員)

今後の展開はどのようになるのか。

(管理部長)

今後については予測し難い。今回の請求に対しては、個人情報保護審査会からの回答を得た上で、教育長による代行処分後に、本人に対して開示した。市教育委員会としては、今後も所定の手続きに基づき対処していきたい。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 44 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

(委員長) 報告事項を聴取することを宣言

報告『市立学校設置条例中改正について』及び『市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について』

(学校再編担当課長)

市立学校設置条例中改正について及び市立小学校及び中学校の通学区域について中改正についてご説明いたします。改正理由は西浦賀の町の区域の設定及び住居表示が実施されることにより、区域内の教育委員会所管施設である高坂小学校に関する条例等の改正が必要となったことによります。今回の改正では「市立学校設置条例」中の別表第 1、横須賀市立高坂小学校の項中「西浦賀町 3 丁目 150 番地」を「西浦賀 3 丁目 1 番 1 号」に改めるものです。また住居表示の実施によって必要となる通学区域の改正については、「市立小学校及び中学校の通学区域について」中の第 1 号の表、横須賀市立高坂小学校の項中「西浦賀町」を「西浦賀」に改めるものです。

なお条例改正に関しては、本来、市議会定例会に議案として提出しご審議いただく内容ですが、「市長の専決処分事項に関する条例」に、今回のような必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、市長は専決処分することができることされており、同様に「教育長に委任する事務等に関する規則」にも、町区域の設定や住居表示の実施に伴う改正については専決処分することができることされていることから、すでに市長及び教育長による専決処分を経て、10 月 25 日付で告示しております。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

報告『平成 20 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について』

(学校教育課長)

平成 20 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について、ご報告いたします。平成 20 度の募集人員はお手元にございます資料の通りです。

なお、募集人員については、県立高等学校を設置する神奈川県、市立高等学校を設置する、横浜市、川崎市もそれぞれの教育委員会に「平成 20 年度県立及び市立高等学校に入学する生徒の募集人員について」、付議することになっております。

従いまして、公式発表は、神奈川県、横浜市、川崎市と本市の教育委員会の終了後に予定されている、「平成 20 年度公立高等学校入学定員について」の記者発表において行われます。

本年度の記者発表の日程は、10 月 29 日 (月) となっておりますことを、

ご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

以上で、平成 20 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員についての報告を終わります。

(三浦委員)

定時制の募集人数が増えているが、教員の数も増えるのか。

(教職員課長)

今回の場合、生徒の数が変わっても教員の数は増えません。

(齋藤委員)

どうして定時制の募集人数が昨年より増えたのか。

(学校教育課長)

理由の一つは中学生の進路先を確保することである。昨年度、定時制の希望者が多かったため、今年度は当初から定員を増やした。

(齋藤委員)

他の定時制高等学校の定員も増やすのか。

(学校教育課長)

増やすこととなっている。

(出光委員)

定員が定められているが、合格者は定員の数と同一なのか。

(学校教育課長)

受験者の試験結果が同一となることもあり得るので、合格者数は若干上回ることがある。

(他に質問なし)

報告『全国学力・学習状況調査について』

(学校教育課長)

今年の 4 月、小学校 6 年、中学校 3 年生を対象に実施されました「全国学

力・学習状況調査」の児童生徒等についての結果が、10月21日（水）、各小中学校及び市教育委員会へ提供されました。

今後、各学校では、児童生徒一人一人の学習状況の把握ができた後、返却をしていき、学習改善や学習意欲の向上につながるよう、結果を活用していきます。また市教育委員会では、現在、市全体の調査結果についての分析を行い、指導方法の例や改善の視点を作成し、各学校に提供できるよう準備を進めております。

以上簡単ではありますが、「全国学力・学習状況調査」についての報告を終わります。

（出光委員）

調査結果は、児童生徒ひとりひとりに、どのような形で返却するのか。

（学校教育課長）

試験結果が記載された用紙、小票という形で返却する。返却する際に、小票の内容の見方を説明しながら、学習へのアドバイスを行う。

（出光委員）

調査を実施しての児童生徒の反応はどうだったのか。

（学校教育課長）

調査に半日を要したので、小学生はテストに慣れていないせいか、疲れたという感想があった。

（出光委員）

調査の実施について、どのくらい前に児童生徒に伝えたのか。

（学校教育課長）

児童生徒にはかなり前に伝えてある。

（他に質問なし）

6 閉会及び散会の時間

平成 19 年 9 月 14 日（金） 午前 10 時 00 分

横須賀市教育委員会

委員長 奥 寺 康 彦